

「統計から見る滋賀の近代」

平成 21 年 10 月 13 日 ~ 11 月 9 日

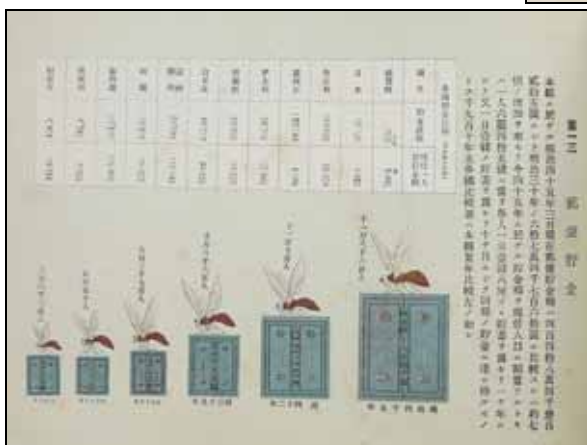
『滋賀県統計書 明治 16 年』
(1883 年)

『滋賀県統計書』は、明治 16 年 (1883 年) 分から土地や人口、褒賞、工業、交通など 24 の項目にわたる 240 の表を掲載して刊行した。

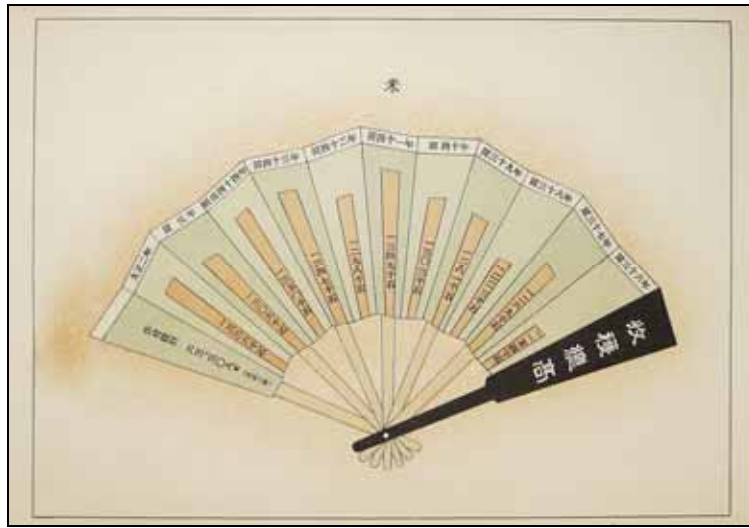
「本県管轄地の沿革」には、旧藩における所領が書かれており、末尾には若狭国・越前国 (明治 14 年まで一部滋賀県) も載っている。

明治 37 年からは『滋賀県統計全書』

『滋賀県統計図表』
「就学児童と小学校費」
大正 4 年 (1915 年)



『滋賀県統計図表』 「郵便貯金」
大正元年 (1912 年)



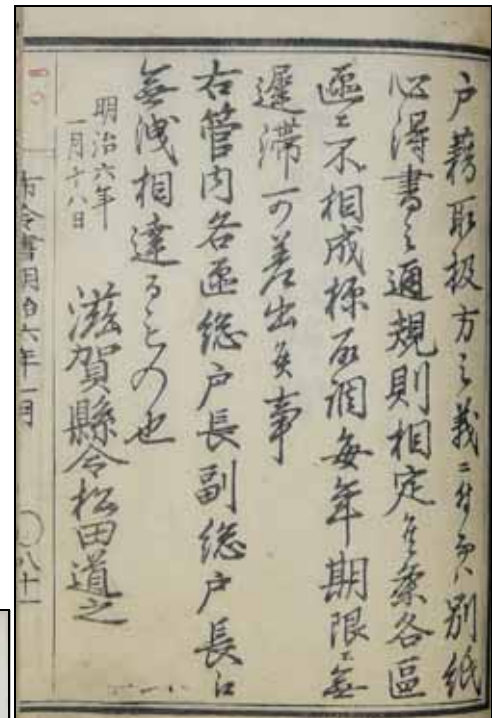
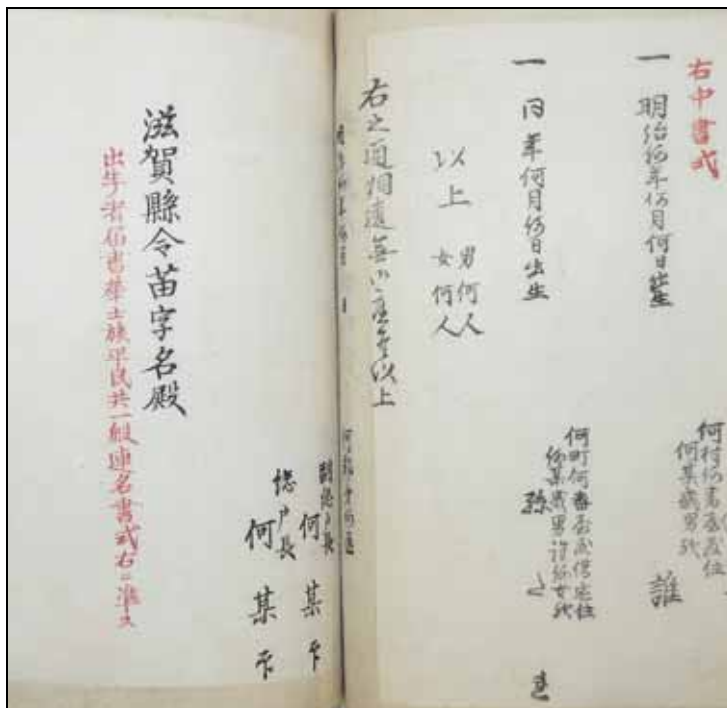
『滋賀県統計全書
大正2年』(1913年)
「米収穫総高」

「戸籍取扱心得書」

明治6年(1873年)1月18日

「戸籍取扱方の義に付布令書」に添えられた「戸籍取扱心得書」には、明治5年の2月1日から12月2日までの「人口生死出入」などを2月20日までに差し出すよう、総戸長への指示があり、書式例が示されている。

この報告を受けて戸籍が作成されたと考えられる。



「戸籍取扱方の義に付布令書」
明治6年(1873年)1月18日

「人口静態調査小票雛形」

明治 39 年 (1906 年)

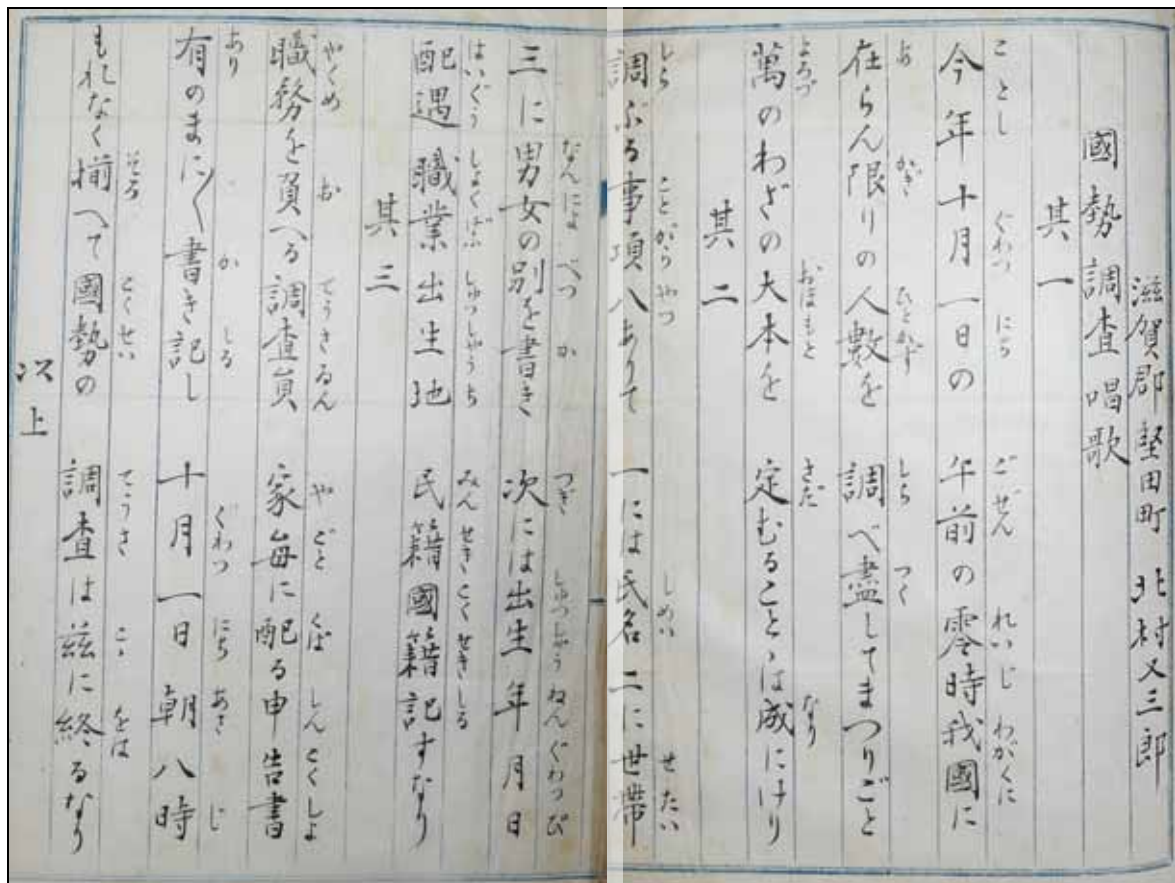
全国的な「現住人口」調査のために明治 35 年 (1902 年) に「国勢調査ニ関スル法律」が施行された。実際の調査は、日露戦争と第 1 次世界大戦の影響で、大正 9 年 (1920 年) になる。しかし、この間に独自で調査を行っていた府県もあり、滋賀県でも調査の規定が細かく定められ、小票の雛形とともに郡・市長に集計の指示が出された。

他へ出	配偶	生年	本業	身分	族稱	本人ノ名	番地	大字及
出寄留	有			戸主	平民		番	
營繕兵卒			副業		士族		氏名	戸主
國人等	無	年生		家族				
臺灣					華族			
外國								

「国勢調査唱歌 (入選作品)」

大正 9 年 (1920 年)

国勢調査にあたり、県民への啓蒙活動がさまざまに行われた。その一つが懸賞金付き唱歌募集である。歌詞を一般から募集し、児童生徒にも理解させようと入選作品が各学校、幼稚園に配布された。懸賞金は 1 等 50 円、2 等 20 円、3 等 10 円。北村又三郎氏の歌は 3 等入選作。



第二章 気象ト称スルハ、次ニ「気温」ヲ加フ
 第三章 雨量及蒸気トアルヲ「気温、雨量及蒸
 第二章 次ニ在ルニ條ヲ加フ、以下順次
 第四條 気温ノ観測ハ、攝氏度目ノ水銀寒
 暖計ヲ用、井、百葉箱内ニ於テ之ヲ為スヘシ

郡	地	年次	平均	最高	最低
滋賀郡	大津町大字上大門	二十二年	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	石川村大字寺邊	二十三年	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	所村大字新所	二十四	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	大津町大字上京	二十五	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	津賀村大字南津賀	二十六	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	坂木村大字坂木	二十七	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	野上村大字野上	二十八	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	伊香立村大字下在池	二十九	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	高川村大字坊	三十	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	草津村大字草津	三十一	65.0	91.0	38.0
滋賀郡	大石村大字大石中	三十二	65.0	91.0	38.0

「気温観測に関する件何」

明治 39 年(1906 年)

『滋賀県統計書』の気温は、明治 29 年(1896 年)までは華氏、30 年からは摂氏で表示されるようになる。

明治 39 年に県内 13 カ所で始められた気温観測では、摂氏度目の水銀寒暖計を用いるように定められている。観測所は、既存の雨量観測所が利用された。

『滋賀県統計書 明治 24 年』(1891 年)

日本の温度計測は、江戸時代末頃から行われており、ファーレンハイト(華氏)温度目盛によって計測されていた。大津町大字上大門(現在の大津市大門通)の平均気温は 65 度、最高気温は 91 度(8 月 14 日)、最低気温は 38 度(1 月 15 日)。



『滋賀県統計全書 大正 3 年』(1914 年) 「雨量分布」

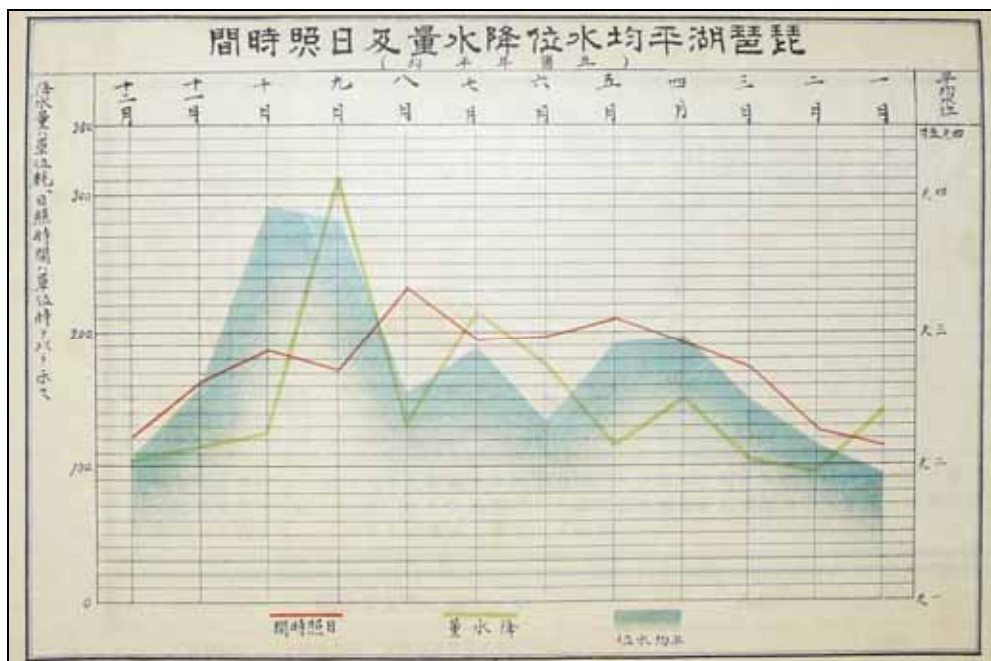
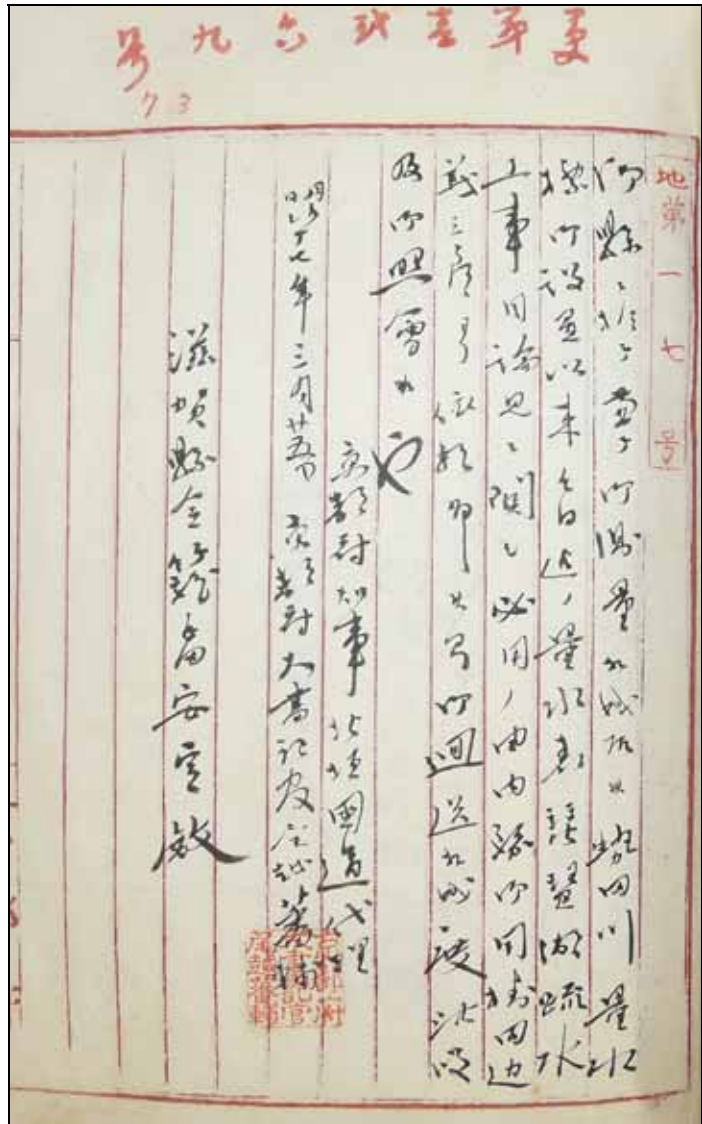
「勢田川(瀬田川)の量水表貸し出しの依頼」

明治 17 年 (1884 年)

琵琶湖の水位は、明治 7 年 (1874)から瀬田の唐橋付近に設置された「鳥居川観測所」で計測が開始された。以降、毎日欠かさず記録され、貴重な資料となっている。

内務省の依頼を受けた京都府が疏水工事の計画資料として量水表の貸し出しを依頼している。

平成 4 年(1992)以降は、三保ヶ崎(大津市)など 5 カ所の観測所の平均水位となる。



『滋賀県統計書 明治 33 年』(1900 年)

「琵琶湖平均水位、降水量及日照時間」

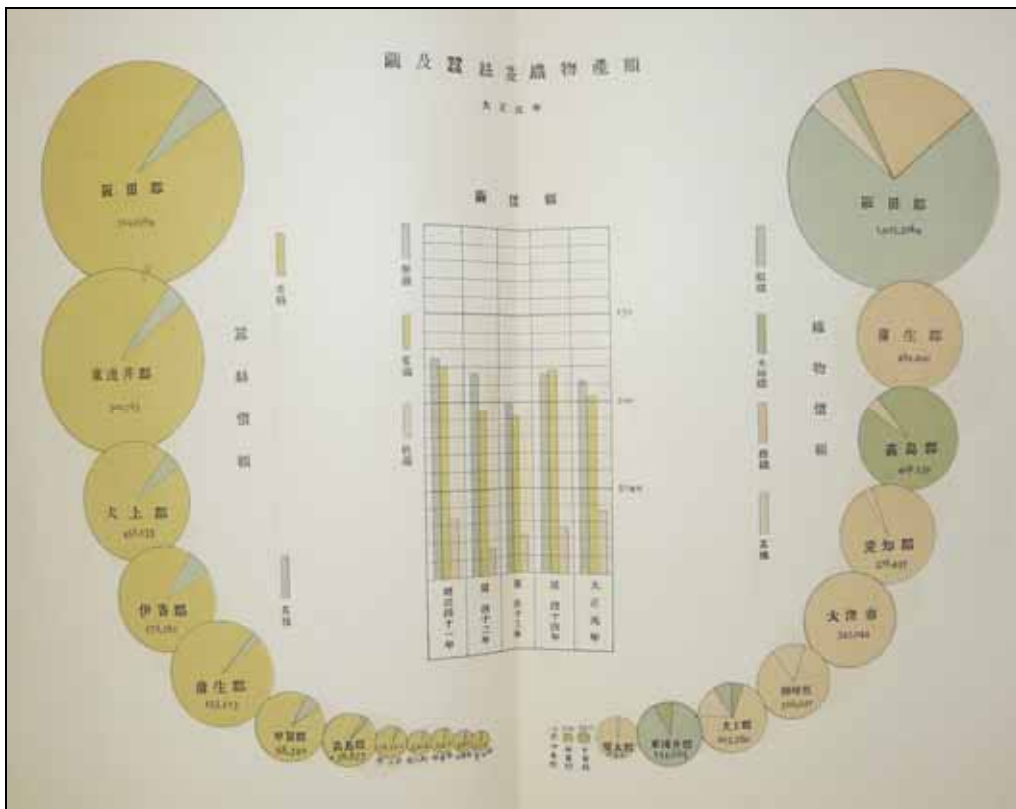


『滋賀縣統計要覽』
明治 34 年 (1901 年)



『縣勢統計繪葉書』
昭和 9 年 (1934 年)

『滋賀縣勢要覽』
昭和 9 年 (1934 年)



『滋賀縣統計全書 大正元年』 (1912 年) 「繭及蠶絲並織物産額」